

## 自動販売機設置事業者募集要項

秋田県産業技術センターでは、県有施設に自動販売機を設置する事業者を募集し、一般競争入札によって決定します。

入札に参加を希望される方は、本募集要項のほか、入札説明書及び仕様書をよく読み、内容を承知した上で参加してください。

### 1 目的

県有財産の有効活用を図りながら、県民サービスの向上と地域経済の活性化を図る。

### 2 入札資格要件

次の要件をすべて満たす法人または個人に限り参加することができます。

- (1)地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の4第1項及び第2項各号に掲げる者でないこと。
- (2)秋田県暴力団排除条例(平成 23 年秋田県条例第 29 号)第2条に規定する暴力団又は暴力団と密接な関係を有する者でないこと。
- (3)会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者(手続開始の決定を受けた者を除く)でないこと。
- (4)無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成 11 年法律第 147 号)に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。
- (5)法人にあっては秋田県内に本店、支店又は営業所を有し、個人にあっては秋田県内で事業を営んでいること。
- (6)自動販売機の設置業務において、過去2年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行した実績を有していること。
- (7)秋田県税を滞納していないこと。

### 3 入札に付する事項等

- (1)自動販売機を設置するための県有財産の賃貸借

- (2)貸付場所及び面積

| 物件番号 | 所在地                            | 貸付箇所     | 台数 | 位置図         | 貸付面積               |
|------|--------------------------------|----------|----|-------------|--------------------|
| 1    | 秋田市新屋町字砂寄4-11<br>秋田県産業技術センター本館 | A棟1階談話室  | 1  | 別紙位置<br>図参照 | 1.21m <sup>2</sup> |
| 2    |                                | 研修棟1階ホール | 1  |             | 1.21m <sup>2</sup> |

※貸付面積には放熱余地、転倒防止器具等、回収ボックス設置部分を含みます。

- (3)貸付期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで(自動更新なし)

#### 4 入札参加申込

入札に参加を希望する者は、入札参加申込書を提出し、入札参加資格を有することを証明しなければなりません。

##### (1)提出期間

令和8年2月9日(月)から令和8年2月24日(火)までの日(秋田県の休日を定める条例(平成元年秋田県条例第29号)第1条に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時までの間

##### (2)提出場所

秋田市新屋町字砂奴寄4-11

秋田県産業技術センター 総務管理チーム

##### (3)提出書類(提出部数各1部)

|   | 提出書類                           | 法人                    | 個人                    |
|---|--------------------------------|-----------------------|-----------------------|
| ① | 入札参加申込書                        | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> |
| ② | 住民票及び身分証明書(市町村発行のもの)           |                       | <input type="radio"/> |
| ③ | 履歴事項全部証明書(商業登記簿謄本)             | <input type="radio"/> |                       |
| ④ | 誓約書(設置実績を確認できる書類添付)            | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> |
| ⑤ | 秋田県税の滞納の無い旨の証明書                | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> |
| ⑥ | 秋田県内に本店、支店または営業所を有することが確認できる書類 | <input type="radio"/> |                       |
| ⑦ | 設置する自動販売機のカタログ                 | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> |
| ⑧ | 秋田県暴力団排除条例関係様式(誓約書・役員等名簿)      | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> |

※②、③、⑤については、原則発行後3ヶ月以内の原本とするが、他の県有施設の入札へも参加する場合は、写しでも可とします。

※⑥の書類例:会社の組織図やパンフレット等。なお、履歴事項全部証明書に記載されている場合、⑥は提出の必要はありません。

##### (4)提出方法

提出期間内に、提出に必要な書類を提出場所に持参か郵送により提出してください。

電話、FAX、インターネットによる受付は行いません。

#### 5 質問書及び回答について

##### (1)受付期間

令和8年2月9日(月)から令和8年2月16日(月)までの日(秋田県の休日を定める条例(平成元年秋田県条例第29号)第1条に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時までの間

##### (2)提出方法

質問書(秋田県所定様式)を書面により提出してください。

##### (3)質問への回答

全ての質問事項及び回答をまとめ、令和8年2月19日(木)までに秋田県公式Webサイトに掲載します。

## 6 入札参加資格の確認等

上記4(3)の提出書類により入札参加資格の有無を確認し、令和8年3月6日(金)までに、申請者あて結果を電子メール等により連絡します。

また、当該結果の通知後であっても、不正等が判明した場合には入札参加資格を取り消します。

## 7 入札及び開札の日時及び場所

### (1)日時

令和8年3月10日(火) 午後3時00分

### (2)場所

秋田市新屋町字砂奴寄4-11

秋田県産業技術センター本館 管理棟1階 会議室

## 8 契約

落札者決定後、落札日より5日以内に落札した者と県有財産賃貸借契約を締結します。

なお、契約書は設置区画毎に作成することとします。

## 9 問い合わせ先

秋田県産業技術センター 総務管理部 総務管理チーム

電話 : 018-862-3414

FAX : 018-865-3949

E-mail : ardc@pref.akita.lg.jp